公立大学法人札幌市立大学 公的研究費不正防止計画

平成27年4月1日 理事長決裁

1.目的

公立大学法人札幌市立大学(以下、本学という)において、公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程(平成27年規程第2号。以下、管理及び監査規程という)第2条に定める公的研究費(以下、公的研究費という)の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とし、管理及び監査規程第10条並びに平成19年2月15日付文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に基づき、不正防止計画を策定する。

2.公的研究費不正防止計画の基本方針

公的研究費不正防止計画は、本学における公的研究費不正防止計画の実施状況、改善状況、関連規程等並びに文部科学省をはじめとする関係各省庁又は他機関等からの情報及び対応状況等を勘案し、実効的な計画を策定し、必要に応じて見直しを図る。

3. 責任体系の明確化

管理及び監査規程に基づき整備した研究費の運営及び管理に関する責任体系を図示し、ホームページ等で学内外に周知することで、本学における責任の所在を明確にするとともに教職員の意識の向上を図る。

4.適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)明確化・統一化されたルールの周知

公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員にとって、分り易く、 統一化されたルールとして策定している「研究費執行の手引」を定期的 に見直し、都度周知する。

(2)関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような 行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育を実 施するとともに、コンプライアンスの遵守を目的とした誓約書の提出を 求める。

5.公的研究費の適正な管理・運営方法

(1)予算執行時期の適正化

公的研究費の執行期限を定め周知する他、予算の執行状況と研究計画の進捗を確認し、問題が認められる場合は、研究の推進を促す等、改善策を講じる。

(2) 適正な発注・納品・検収体制及び雇用管理体制の確保

取引における発注・納品・検収及び雇用管理は原則事務局が行うこととする。検収は2名体制で行い、納品物品等を事務局から教員へ届ける。また、証憑書類は公立大学法人札幌市立大学公文書管理規則(平成25年規則第4号)に則り適切に保存する。

(3)モニタリング

購入した備品や換金性の高い物品の現物確認、出張に係る宿泊等の 事実確認及び謝金の支払い対象者への事実確認を行う。対象者は無作 為に抽出することとし、定期的に実施する。